

社会福祉法人南台五光福祉協会 準職員等の賃金に関する取扱い (内規)

(目的)

第1条 この内規は、社会福祉法人南台五光福祉協会 準職員等の取扱いに関する規程第29条に規定する賃金等に係る取扱いに関する基本的事項を定めることを目的とする。

(賃金の支払い方法と増賃金)

第2条 準職員等の賃金は、勤務形態の区分に応じて決定する。

- (1) 準職員は、常勤を基本とするため月給制とする。
- (2) 非常勤職員は、時間給とする。

(準職員の賃金)

第3条 準職員の賃金は、法人の給与規程 別表第3「初任給基準表」に準じ決定される。但し、時給換算し、最新の千葉県最低賃金額（以下、「最低賃金額」という。）を下回る準職員については、最低賃金額に160を乗じて得た額の直近上位額を基準とし決定する。また、準職員の昇給は、任命権者が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- (2) 前項の規定により準職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した準職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、任命権者が別に定める基準に従い決定するものとする。

(非常勤職員の賃金)

第4条 非常勤職員の賃金は、1時間当たり1,239円（以下「時給基準額」という。）とする。ただし、早番勤務を行う非常勤職員の賃金は、6時45分から8時45分まで1時間当たり1,345円とし、遅番勤務を行う非常勤職員の賃金は、17時15分から21時15分まで1時間当たり1,560円とする。

なお、時給基準額の内訳は、最低賃金額に地域手当相当額（最低賃金額に100分の7.5を乗じて得た額）及び処遇改善手当相当額を合わせて得た額とする。

また、グループホームに勤務する世話人のうち、夜勤を行う非常勤職員の賃金は、時給基準額に、勤務開始から勤務終了までの勤務時間から休憩時間を控除した時間を労働時間として、計算する。また、22時から5時までの夜間勤務時間帯については、時給基準額に対して25%の割増を行い、支給する。

- (2) 非常勤職員の昇給は、任命権者が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- (3) 前項の規定により非常勤職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給額は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した非常勤職員の昇給額を10円とすることを標準として、任命権者が別に定める基準に従い決定するものとする。

(賞与の支給方法)

第5条 準職員及び週当たりの労働時間が20時間以上の非常勤職員が6月1日及び12月1日に在職しているときは、6月又は12月の賃金等の支給日に、次の各号に掲げるところにより賞与を支給する。

- 2 準職員に対しては、6月に支給するときは、当該職員の2か月分の給与月額に、前年12月から当年5月までの間の勤務した月数を6で除して得た係数を乗じて得た額を支給するものとする。また、12月に支給するときは、当該職員の2か月分の給料月額に、当年6月から当年11月までの間の勤務した月数を6で除して得た係数を乗じて得た額を支給するものとする。
- 3 週当たりの労働時間が20時間以上の非常勤職員に対しては、6月に支給するときは、直近6ヶ月の平均賃金（手当を除く基本給）の0.5か月分相当額を支給するものとし、その支給額の算定に於いては、当該金額に、前年12月から当年5月までの間の勤務した月数を6で除

して得た係数を乗じて得た額とする。また、12月に支給するときは直近6ヶ月の平均賃金(手当を除く基本給)の0.5か月分相当額を支給するものとし、その支給額の算定に於いては、当該金額に、当年6月から当年11月までの間の勤務した月数を6で除して得た係数を乗じて得た額とする。

- 4 第2項及び第3項に於ける勤務した月数とは、職員として在籍した月数とする。
- 5 前項に於ける在籍した月数には、年次休暇、特別休暇及び病気休暇の期間を含む。

(諸手当)

第6条 準職員等に対し、次の各号に掲げるところによる諸手当を支給する。ただし、(2)、(3)及び(5)については、準職員のみ支給対象とする。

- (1) 地域手当(基本給及び扶養手当の合計額に100分の7.5を乗じて得た額とする。)
但し、非常勤職員の当該手当については、時給基準額に含めるものとする。
- (2) 扶養手当(扶養親族のある職員に支給するものとする。支給の可否、金額の算定等については、正職員に準ずる。)
- (3) 住居手当(自ら居住するための住宅(賃間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。支給の可否、金額の算定等については、正職員に準ずる。)
- (4) 通勤手当(公共交通機関以外で通勤する準職員については、正規職員の支給方法に準ずる。非常勤職員であって、月平均21.4日の就業日数を満たさない者については、当該職員の就業日数に当該職員の交通費の日額を乗じて得た額を支給するものとする。また、公共交通機関を利用し通勤する非常勤職員については、就業日数分の乗車券代を支給する。但し、定期券を購入した方が安価である場合は、定期券代を支給するものとする。支給の可否、金額の算定等については、正職員に準ずる)
- (5) 不規則勤務手当(勤務する曜日や時間帯が固定ではない準職員の内、夜勤を除く、不規則勤務すべてを行う準職員に対しては基本給の10%を、夜勤を除く、一部の不規則勤務を行う準職員に対しては基本給の5%を不規則勤務手当として支給する。
但し、ここでいう不規則勤務とは、早日勤、日勤等の若干勤務時間がずれているものは含まないものとする。)
- (6) 時間外勤務手当(正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた準職員等には、時間外勤務手当を支給する。支給の可否、金額の算定等については、正職員に準ずる。)
但し、法定労働時間の範囲内の場合は、割増の対象外とする。
- (7) 夜間勤務手当(正規の勤務として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する準職員等には、その勤務した全時間に対して勤務1時間につき100分の25を夜間勤務手当として支給する。支給の可否、金額の算定等については、正職員に準ずる。)
- (8) 年末年始勤務手当(12月29日から翌年の1月3日までの間に、勤務を命ぜられた準職員等に対し、8時間の日中勤務及び夜間勤務を行う職員については1勤務につき5,000円を支給する。8時間未満の日中勤務を行う非常勤職員については、当該勤務1時間につき600円を支給する。)
- (9) 処遇改善手当(当該年度に於いて所属した職員に対し、支給する。支給の可否、金額の算定等については、正職員に準ずる。)
但し、非常勤職員の当該手当については、時給基準額に含めるものとする。

(細則)

第7条 この内規に定めるものの他必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この内規は、平成19年4月1日より施行する。

平成23年 4月1日一部改正 平成23年4月1日施行 (第2~6条関係)

平成24年 4月1日一部改正 平成24年4月1日施行 (第1、6条関係)

平成29年 4月1日一部改正 平成29年4月1日施行 (第3条関係)

平成29年12月1日一部改正 平成29年12月1日施行 (第6条関係) (但し、第6条第1項第

1号については平成30年4月1日
施行とする。)

平成31年 4月1日一部改正 平成31年4月1日施行（第3条、第5条関係）
令和 3年 4月1日一部改正 令和 3年4月1日施行（第4条、第6条関係）
令和 5年 4月1日一部改正 令和 5年4月1日施行（臨時職員を準職員としたこと等全部改正）
令和 7年10月1日一部改正 令和 7年10月1日施行（千葉県最低賃金の改正に準拠するための改正等）